

## 7 平成26年度 消費生活に関する主な出来事

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税が5%から8%へと引き上げられた</li> <li>・カネボウ化粧品の美白化粧品を使用し、肌がまだらに白くなる「白斑」の被害者が初の集団訴訟を起した。</li> <li>・日本マイクロソフトは基本ソフト「ウィンドウズXP」のサポート終了を発表。</li> <li>・トヨタ自動車はエンジン火災の恐れ、走行中に座席が動く恐れ、エアバックの動作がしなくなる恐れがあるとして13車種、約108万5千台をリコール。</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押し買い業者初処分。貴金属買取会社「エア」に対し、消費者庁は特定商取引法に基づき一部業務停止(3か月)を命じた。</li> <li>・平成25年度の消費生活相談件数が9年ぶりに増加と消費者庁が発表。全国の消費生活センター等に寄せられた相談は約92万5千件で前年度を6万5千件上回った。送り付け商法やインターネット通販のトラブルの増加が要因。</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正景品表示法成立。不当表示をやめさせる措置命令権限を都道府県に与え、消費者庁以外の省庁にも所管業界を調査指導できる権限を持たせ、業者には不当表示を防ぐ内部管理体制の強化を義務付けた。</li> <li>・改正消費者安全法成立。高齢者を見守る「地域協議会」に消費者庁や自治体が高齢者の情報を提供できるようにし、地域体制の見守りを強化。消費生活相談員を国家資格化。</li> <li>・改正電気事業法成立。家庭向けを含めた電気小売りが2016年から完全自由化。</li> <li>・乳幼児のボタン電池の誤飲について消費者庁が注意を呼びかけた。</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育大手のベネッセホールディングスは、最大で約2070万件の顧客情報が外部に流出した可能性があると発表。その後確認されたものを含めると総数2260万件となった。</li> <li>・制汗消臭剤や冷却スプレーなどスプレー缶製品の引火事故や爆発事故が相次いていると国民生活センターは注意を呼びかけた。</li> <li>・日用品大手「P&amp;Gジャパン」のジェルボール型洗剤を乳幼児が誤って口に入れる事故が相次いでいると日本中毒情報センターが注意を呼びかけた。</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の調査によると乳幼児が抱っこひもから転落する事故が2009年以降に116件起きていたことが分かった。</li> <li>・特殊詐欺の被害総額が上半期で前年同期比26.5%増の268億2950万円に上ったと警視庁が発表。</li> <li>・「ワンプッシュ式蚊取り」を自分の顔に噴射する事故が増えていると国民生活センターが注意喚起。</li> <li>・しゃぶしゃぶ・日本料理店「木曾路」で価格の低い和牛を松阪牛等と偽って提供したことが判明。</li> <li>・中国産米を4割混ぜ、国産米と偽って販売したとして、三重県警は米穀販売会社「三瀧商事」の元社長らを不正競争防止法違反(虚偽表示)の容疑で逮捕。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の和牛を「岐阜県産飛騨牛」と虚偽表示して販売していたとして、農林水産省は食品加工販売「萬野畜産」に対し、JAS法に基づく表示の是正を指導したと発表。</li> <li>・NHKが受診料の滞納分を何年さかのぼって請求できるかが争われた訴訟の上告審判決。最高裁は「請求権が消滅する時効は5年」とする初判断を示した。</li> <li>・国民生活センターによると、60代以上の認知症の消費生活相談が25年度、全国で1万1499件となり、初めて1万件を超えた。</li> </ul>

10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症や死亡事故が続くため、介護用品のリコール情報を確認するよう消費者庁が注意喚起。</li> <li>・入浴時に使う乳幼児用「首浮き輪」の使用について、消費者庁と国民生活センターが注意喚起。</li> <li>・国民センターによると、偽ブランド品や海賊版ソフト、偽造された医薬品等「ニセモノ」商品に関する苦情が増え、25年度には過去最多の4360件。そのうち通信販売トラブルが8割超。</li> <li>・「ロト6の当選番号を教える」とかたり情報料をだまし取る詐欺が横行。</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者宅を訪れ、「必ずもうかる」として二酸化炭素排出量や金の取引を執拗に勧誘したのは特定商取引法違反(不実告知)に当たるとして、消費者庁は「あおぞら」「みらい」「マークホールディングス」に新規勧誘などの業務停止命令を命じた。</li> <li>・タカタ製エアバックの欠陥問題が深刻化。大規模リコールへ発展。</li> <li>・原野商法の被害者が土地の売却話などを持ち掛けられ、新たにお金を支払わされるトラブルが続発。国民生活センターによると25年度の二次被害の相談件数は1048件で過去最多。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品加熱時の突沸でやけどを負うなどの事例が相次いでいると国民生活センターが注意喚起。</li> <li>・携帯電話の2年契約プランを途中解約した場合、中途解約金を請求する条項が消費者契約法に違反するかが争われた訴訟。最高裁は「契約条項は適法」とした大阪高裁判決を支持。</li> <li>・損保ジャパン日本興亜は約13年にわたって自動車保険料を多く徴収していたと発表。最大6478人が対象、推定3~4億円。</li> <li>・抱っこひもからの相次ぐ転落事故を受け、(一社)製品安全協会は4月にも「安全商品(SGマーク)」の抱っこひもに関する安全基準を改正することを決めた。</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冠婚葬祭の互助会契約の中途解約の手数料を徴収する条項を「無効」とする司法判断が確定。元契約者1人当たり約2~6万円の手数料返還を大手業者「セレマ」に命じた大阪高裁の判決について最高裁は双方の上告を退けた。</li> <li>・国民生活センターは2014年末から食品の異物混入事案が相次いでいることを受けて、全国の消費生活センターに寄せられた異物混入に関する相談件数は2009年以降6年間で1万6千件あったと公表。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁はノンアルコール飲料を特定保健用食品(トクホ)として初めて認可した。</li> <li>・総務省の2014年の家計消費状況調査によると「インターネットを利用した支出総額は6498円で前年比8.4%増。10年前と比べると約3倍に増えている。</li> <li>・警察庁によるとネット不正送金の2014年被害は1876件約29億1千万円、前年度より倍増。</li> <li>・大阪府警は出会い系サイト詐欺で12人逮捕。被害は2008年以降、全国で1000人約21億円。</li> <li>・医療費の還付金詐欺で11人を逮捕。前年4月以降、全国で300件、被害総額約3億円。</li> <li>・法制審議会は債権法の民法改正要綱案を決定。主な改正は、○支払時効を知った時から5年に統一○法定利率は5年固定制から年3%に引き下げ、変動制を導入○賃貸住宅の敷金返還規定を明文化○連帯保証は経営者以外の保証人は公証人が立会い、自発意思を確認しなければ無効○約款のルールを明確化、買い手の利益を一方的に害する項目は無効と明記</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅エコポイントの受付開始。この制度の導入は09年、11年に続き3回目。</li> <li>・建物を地震から守る免震ゴムの性能偽装問題が発覚。東洋ゴム加工品は国の基準を満たさず性能不足の疑いが浮上していたが、国に報告せず1年間販売を続行。</li> <li>・雑誌景品プレゼント当選者を実際よりも多く表示していたのは景品表示法違反(優良誤認)に当たるとして、消費者庁は竹書房に対し再発防止を求める措置命令を出した。</li> <li>・電子レンジ庫内の汚れや加熱しすぎが鯨飲で発熱・発火するトラブルが相次ぐ。国民生活センターが注意喚起。</li> <li>・消費者庁は「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を公表。食品が健康に与える効能について科学的根拠を消費者庁に届ければ、国の審査なしで表示可能に。</li> </ul>